

豊川市新事業創出支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

豊川市新事業創出支援業務委託

2. 業務目的

本市の持続的な発展には、少子高齢化を伴う人口減少への対応が不可欠であり、将来的な地域経済の活性化と新規事業の創出が必要である。本事業では、地域の中小事業者等に対して、共創の手法や新事業創出のプロセス、ノウハウを提供し、スタートアップ等（※）が持つ先進技術や外部の知見、ネットワークなどを活用したビジネスモデルや製品、サービスなどの創出を支援することで、地域発イノベーションに繋げることを目的とする。

（※）技術やビジネスモデルの革新により急成長を目指す新しい企業のことを指す。その中でも、本市が期待するスタートアップとは、特に通常の方法では解決への道筋を見出すことが難しい社会・地域課題に対して、先進的な技術・ツール・アイデアを用いて、本市と協働で解決に取り組む意欲がある企業のことを指す。

ただし、本事業の趣旨に合致した範囲内で、上記に限らず幅広く事業者を集めるなど、適宜本市と協議の上、検討するものとする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）まで

4. 事業概要

（1）事業概要

本事業で受託者は、本事業目的に基づき、市内事業者を対象としたセミナーの開催、新規事業の創出を目指す市内事業者の募集、支援企業の選定、個別伴走支援までの企画・運営を担う。

本事業の推進においては、受託者は本市と緊密に連携し、事業目的の達成に努めるものとする。

（2）事業スケジュール

時期	内容
7～9月	・共創への取り組みに対する機運醸成を目的としたセミナー ・新規事業創出等に興味のある市内事業者の発掘
9～10月	個別伴走支援を行う支援企業の募集・選定（セミナーに参加していない会社でも可）
10月～翌年2月上旬	個別伴走支援の実施
翌年3月	成果公表

※事業進捗状況等により、スケジュールを調整する場合がある。

5. 業務内容

本事業において、受託者は以下の業務を実施するものとする。

（1）セミナーの企画・運営

対象：新規事業創出に取り組みたい市内事業者

内容：市内事業者に対して、本事業の周知を行い、「新事業創出に興味のある市内事業者」を発掘するとともに、新規事業創出に必要な知識や共創の重要性などの普及啓発を通じて、共創への取り組みに対する機運を醸成するものとし、20社以上の企業が参加するように努めること。なお、Aichi-Startup 戦略の基本理念を取り入れたものとする。受託者は、セミナーの企画・運営に係る一切の業務（チラシ等の宣伝用資材作成、各種媒体を活用したセミナーの周知、宣伝及び集客、申込フォーム作成、参加申込者との連絡調整等）を行うこと。

(2) 支援企業の募集・選定

対象：新規事業創出に取り組みたい市内事業者

内容：新規事業の創出を目指す市内事業者を募集し、支援企業の選定を行う。受託者は、セミナーなどを通じて、5者以上の応募に努めるとともに、2者程度の支援企業を選定すること。また、選定の際には、応募のあった事業者に対して、ヒアリングを実施し、共創アイデアの発掘に努めるとともに、受託者は、支援企業の募集・選定に係る一切の業務（応募書類の作成、受付、選定基準の作成、選定者との調整、選定結果の連絡等）を行うこと。

《留意点》

本事業は、企業全体として新規事業創出に取り組む意欲を持った企業の参画が特に重要であるため、経営者又は新規事業開発を担当する部署の責任者の同意を得た事業者単位での応募が得られるように募集方法や周知の表現を工夫すること。

(3) 個別伴走支援

対象：(2)で選定した事業者

内容：選定された支援企業に対して、新規事業創出をサポートするため、事業の高付加価値化や新ビジネスの市場化に必要な見識を持った外部有識者（メンター）による個別伴走支援を行うこと。メンターは、支援企業に対して、新規事業創出のノウハウやネットワーク、プラットフォームなどを提供するとともに、支援企業のシーズに合った新規事業創出につながるパートナー企業の提案や必要に応じて外部から見た支援企業のシーズの発掘などを行い、支援企業単独では困難な新規事業創出等をサポートすること。

(4) その他

- ・委託期間中は、委託者と定期的にミーティングを行い、全体のプロジェクト管理を行うとともに、委託者からの相談の機会を設けること（定例ミーティングの開催頻度は月1～2回程度を想定）。
- ・本事業で関わる参加事業者や関係者との連絡・調整は全て受託者が行うこと。
- ・セミナー参加者等へアンケートを実施し、集計及び分析を行うとともに、業務の内容に反映させること。
- ・支援終了後、本事業の成果をまとめ、情報発信媒体にて公表すること。
- ・その他、本業務に付随する業務。

6. 成果品

提出方法は、電子データ（PDF及びMicrosoft Wordデータ等、市で二次加工可能なもの）とし、令和9年3月26日（金）までに提出すること。様式は任意とする。作成については、原則としてマイクロソフト社のWord、Excel、PowerPointを使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

・実施報告書

・制作物（セミナー開催報告、アンケートの集計と分析結果、配布資料、支援企業の募集・選定の経緯、個別伴走支援の状況、事業成果が確認できる資料、写真等）データ

・その他委託者が指示したもの

※納入場所は、豊川市役所産業環境部商工観光課とする。

7. 委託料の支払いについて

成果品の納入をもって委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払う。

8. 本作業上の条件

(1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

(2) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとし、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。

(4) 個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

9. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難い事由が生じた場合は、委託者と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。